

野焼きは禁止されています！

柳井市役所市民生活課

「近所でごみを燃やして、煙がすごくて困っています。」「洗濯物に臭いがついて困っています。」など野焼きに関する苦情が寄せられています。

庭先や空き地などでのごみ焼却、特に地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、無施設焼却などは、野焼きと同じです。

付近の住民への不快、ダイオキシンや有害物質の発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰により生活環境に大きな迷惑をかけることになることから法律で禁止されています。家庭などから発生したごみは焼かないで、野焼き以外の適切な方法で処分しましょう。

野焼きとは？

- ・ドラム缶などを利用した焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却
- ・ブロックを囲んだり、積んでの焼却

罰則があります

廃棄物の焼却禁止に違反した場合、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられます。



野焼きの例外

「公益上もしくは社会習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」は例外とされています。

- ①国または地方公共団体が、その施設の管理を行なうために必要な焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行なうために必要な焼却
例：しめ縄や門松を焼く行事など
- ④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ない焼却
例：あぜの草の焼却、魚網にかかったごみの焼却など
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行なわれる焼却であって軽微なもの
例：たき火、キャンプファイヤーなど

(注意)

例外における野焼きでも、少量を心掛け、風の向きや強さによって、行う時間帯を考慮しましょう。植物はよく乾かし、煙の発生量を抑えましょう。トラブルを避けるため、ご近所に一声かけましょう。